

障害児施設利用者負担上限額の誤決定について

平成18年10月に児童福祉法が改正され、利用者が障害児施設と直接契約する制度が始まりました。

障害児施設を利用するにあたっては、児童相談所が本人や家族の収入、障害の程度などに応じて障害児施設給付費の支給決定を行うと共に「障害児施設受給者証」を発行します。

その際に、利用者が施設に支払う費用の上限額も決定（国基準に基づく利用者負担額）しますが、本市では独自に利用者負担助成事業を実施しているために、さらに市基準に基づく利用者負担の上限額を算定しています。

受給者証は、医療型施設分649件、福祉型施設分1,304件、合計1,953件を発行していますが、5月22日に医療型施設分利用者負担上限額を誤決定した案件が1件見つかると、改めて医療型施設分のすべての受給者証を確認・調査したところ、44件の誤決定があったことが判明しました。なお、福祉型施設分についても点検・確認に着手しており、7月末頃を目途に対応をしております。

1 誤決定件数と利用者への影響

利用負担上限額を誤決定した件数	44件（医療型施設分649件中）
上限額を高く誤決定した件数	32件
上限額を低く誤決定した件数	12件
支払額に誤りが生じた件数	13件
（上限額を低く決定したため、追加の支払いをお願いした案件	7件 119,880円）
（上限額を高く決定したため、過払い分の返還をおこなった案件	6件 62,564円）
支払額に影響を及ぼさなかった件数	31件
受給者証発行件数	1,953件（医療型施設分 649件、福祉型施設分 1,304件）

2 経緯

◇5月22日 障害児施設給付費等の支出等を所管するこども青少年局障害児福祉保健課より、中央児童相談所に対し、利用者負担上限額の決定に誤りが疑われる請求案件が1件あるとの指摘を受けました。

ただちに点検・確認をしたところ、医療型施設に関する利用者負担上限額の算定に誤りがあることが判明したため、利用者宅を訪問し経過の説明と謝罪をおこない、正しい受給者証を再発行しました。

◇5月23日以降

引き続き、すでに発行している他の受給者証についても確認を行ったところ、利用者負担上限額の算定に誤りのあるものが発見されました。

そこで、3か所の児童相談所ですでに発行している「受給者証」1,953件（医療型・福祉型施設の合計）のうち、誤りの見つかった医療型施設分649件すべてについて、1件ずつ利用者負担上限額の決定に必要なデータの再入力を行いながら点検・確認を行ったところ、44件の誤決定が判明しました。

これに伴い、該当する利用施設にも連絡を取り、個人ごとに施設の利用状況の調査を行いながら、利用料等の請求状況の把握に努めてきました。

それと並行して、誤決定をした利用者及び利用施設には経過説明及び謝罪をおこない、正しい受給者証を発行するとともに、実際の支払額に誤りが生じた利用者及び利用施設には支払額の調整をお願いいたしました。

◇6月20日現在

誤りの発覚した医療型施設の「受給者証」649件の点検を終了し、現在、1,304件の福祉型施設分についても点検・確認をすすめております。7月末頃の点検完了を目指し、誤りがあれば同様の対応をはかってまいります。

3 誤決定した原因

昨年10月の制度の開始にあたって業務マニュアルを作成し、研修を実施しましたが、利用者負担上限額の算定において、所得税などの控除対象額算出の誤りや、年齢や収入額によって使い分けるべき計算シートを間違えてしまったなどのチェックが不十分であったために生じたものであると考えています。

4 再発防止策

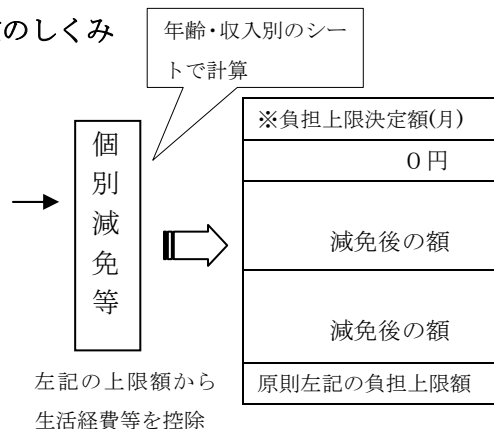
業務マニュアル等をわかり易いものに改定するとともに、研修を充実し、さらに受給者証発行事務の徹底を図ってまいります。また、受給者証の記載内容を複数の職員で確認し、再発の防止に取り組んでまいります。

<参考>

利用者負担上限額決定のしくみ

1 国基準 (入所施設の場合)

区分	世帯の収入状況	負担上限額(月)	
1	生活保護	生活保護受給世帯	0円
2	低所得1	市町村民税非課税世帯で利用するご本人の収入が80万円以下	15,000円
3	低所得2	市町村民税非課税世帯(上記2以外の世帯)	24,600円
4	一般	市町村民税課税世帯	37,200円



左記の上限額から生活経費等を控除

2 市基準 (入所施設の場合)

区分	世帯の収入状況	負担上限額(月)
A階層	生活保護受給世帯	0円
B階層	市町村民税非課税世帯	0円
C階層	所得税非課税世帯	0円
D 1 ~ D14	所得税課税世帯	D1階層(2,700円) ~ D14階層(119,800円)

※ (注1)

D階層の市基準額が国基準を上回る場合は国基準を限度額とします。

横浜市では障害児施設利用者負担助成事業(20歳未満が対象)により利用者の負担軽減を図っています。上記2の市基準を設定し、国基準による負担額との差額を助成しています。(注1)